

日本リンパ腫学会 血液病理認定医制度細則

(総則)

第1条 日本リンパ腫学会（以下「本学会」という）は、定款第4条（5）の血液病理認定医の育成及び血液病理認定医制度の運用に係る事業を円滑に遂行するため、本学会の血液病理認定医（以下「血液病理認定医」という）制度を設ける。

(認定および登録)

第2条 血液病理認定医の認定を受けようとする者は、本学会が行う資格審査及び血液病理認定医試験に合格しなければならない。

2. 資格審査は、出願者が提出した書類により血液病理認定医制度委員会が行う。
3. 血液病理認定医試験の受験資格、試験、資格登録についての規定は別に定める。

(認定期間及び資格の更新)

第3条 血液病理認定医の認定期間は5年とし、5年ごとにその資格を更新するものとする。なお、資格更新についての規定は別に定める。

(血液病理認定医の喪失及び取消)

第4条 次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 血液病理認定医資格の更新申請を行わなかったとき
- (2) 血液病理認定医資格の更新が認められなかったとき
- (3) 血液病理認定医資格を辞退したとき
- (4) 病理専門医・口腔病理専門医の資格を喪失したとき
- (5) 本学会会員資格を喪失したとき
- (6) 医師・歯科医師の資格を喪失したとき

2. 次の各号に該当するときは、その資格を取り消す。

- (1) 血液病理認定医認定申請手続きまたは血液病理認定医資格更新手続きに虚偽のあることが判明したとき
- (2) 医師免許・歯科医免許が取り消されたとき
- (3) 血液病理認定医にふさわしくない行為があったと認められたとき

(本制度の運営)

第5条 血液病理認定医制度委員会のもとに以下の部会を設けることができる。

- (1) 資格審査部会（受験資格審査、認定医資格更新）
- (2) 試験部会（試験問題の作成、試験の実施）
- (3) その他の必要な部会

(血液病理認定制度委員会試験部会)

第6条 試験部会は、血液病理認定制度委員会の方針に基づき、認定試験の実施運営を行う。

- (1) 試験部会委員は制度委員会が評議員または認定医の中から選考し、理事長が委嘱する。
- (2) 任期は1年とし、再任を防げない。

(3) 試験部会の委員氏名は、試験前には公表しない。

(4) 試験実施に関する細部は、本学会が別途定める「血液病理認定医の受験資格・試験・資格登録細則」による。

(移行措置による血液病理認定医)

第7条 血液病理認定医制度発足にあたり、血液病理診断に深く携わってきた病理専門医・口腔病理専門医には発足から当面 5 年間にわたり、移行措置の手続きにより血液病理認定医認定試験等を免除し、血液病理認定医の資格を与える。移行措置の規定は別に定める。

(認定施設)

第8条 血液病理認定医制度の事業を円滑に行うため、認定施設を設けることができる。

(改正)

第9条 この細則の改正は、血液病理認定医制度委員会で起案し、理事会の議決を経て発効する。

2021年10月19日制定・施行

2024年 6月28日改訂

2025年 1月27日改訂

2025年11月25日改訂